

栃木県入札適正化委員会（第2回）の概要について

- 1 開催日 平成27年12月11日(金) 午後2時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員 委員長 築瀬 範彦 足利工業大学工学部教授
委員 大川 容子 弁護士
委員 斉藤 弘江 建築士
委員 阪口 勉 弁護士
委員 阪田 和哉 宇都宮大学大学院工学研究科講師
(委員会 5名・出席委員数 5名)
- 4 審議対象期間 平成26年10月1日から平成27年3月31日まで
- 5 対象案件 総数 781件
抽出案件 5件 (内訳) 一般競争入札 2件
指名競争入札 2件
随意契約 1件

6 議事等の概要

(1) 報告事項

ア 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。

また、再苦情処理については、今回は該当しない旨報告しました。

イ 抽出事案の選定理由について

大川委員から抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

(2) 審議事項

1 「(北那須)ろ過池覆蓋設置工事」について

- ・工事箇所 那須塩原市百村3645番地
- ・企業局水道課発注

2 「平成27年度旧英国大使館別荘整備事業 展示工事」について

- ・工事箇所 日光市中宮祠
- ・環境森林部県西環境森林事務所発注

3 「掘削工事 五行川その1(安全川補)」について

- ・工事箇所 芳賀町上延生
- ・県土整備部真岡土木事務所発注

4 「道路標識標示工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市上殿町1000-5 鹿沼警察署管内
- ・警察本部会計課発注

5 「栃木県行政情報ネットワーク基幹設備改修工事」について

- ・工事箇所 宇都宮市塙田1-1-20 県庁本庁舎
- ・経営管理部情報システム課発注

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議事項1について】

Q 低入札価格調査の内容、目的及び基準価格を下回る入札者との契約実績を教えてください。

A 入札者が当該入札価格で工事を完成できるかどうかを確認することを目的に、基準価格を下回る入札を行った理由など、16項目による重点調査を実施します。企業局では今までに基準価格を下回る業者と契約した例はありません。

Q 入札者が基準価格を下回る入札を行った理由を聞いていますか。

A 入札者から提出された低入札価格調査の辞退届には「都合により辞退」と記載されていましたが、具体的な理由は把握しておりません。

Q 入札者が調査辞退をすることに対するペナルティーはありますか。

A ありません。

Q 調査辞退した入札者の価格点が100点になっているが、辞退者を除いて価格点を再計算しないのですか。

A 再計算はしません。

Q 総合評価の対象とする企業の施工実績について、今回の工事については、ろ過池の築造経験を設定していますが、今回の工事と関係性があるのでしょうか。

A 今回はろ過池に荷重物を乗せるというという特殊な工事であり、ろ過池の躯体の構造を熟知していること等、相当の技術力が必要であるので当該条件を設定しました。

Q 競争に参加できる者の条件として、「県内に本店があること」を設定した理由を教えてください。

A 県内に本店がある者であれば、緊急時にすぐ対応できるということもあり条件を設定しました。

【審議事項2について】

Q 入札参加者が2社と少なく、競争参加条件が厳しすぎたのではないのでしょうか。

A 今回の工事は、品質の高い展示が要求される工事であり同程度の工事の施工実績のある業者が参加することを想定し条件を設定しました。

Q 今回の入札に参加を見込んだ業者数を教えてください。

A 多くを見込んではおられません。

Q 結果的に入札参加者が少ないため、指名競争入札という選択肢もあつたのではないのでしょうか。

A 県の基準（設計金額5千万円以上は原則として一般競争入札で執行する）に基づき、一般競争入札で執行しました。

Q 大使館別荘という建物の特殊性もあり、品質の高い展示を実現するため英国の業者の参加を認め、その業者と随意契約することも考えられますが。

A オープン予定日に間に合うように入札手続きを進める必要があり、県の規定どおり国内業者を対象に執行しました。

【審議事項3について】

Q 真岡土木事務所管内から選定しているが、地理的には高根沢町の業者も近いのではないのでしょうか。

A 管内の状況を熟知している真岡土木事務所管内の業者を選定しました。

Q 工事に伴って発生した残土はどこに搬出するのですか。

A 他工事の現場に搬出する分や、搬出先が決まるまで敷地内で保管しているものがあります。

Q 今回の工事では、残土を排出するための費用を見込んでいるのでしょうか。

A 見込んでおります。

Q 残土を搬出する別工事が後日発注された場合には、今回の落札業者を指名業者から除外しますか。

A 工事完了後であれば、指名可能です。

Q 取り抜けの工事（同じ開札日、同じ発注条件である複数工事について、受注機会の確保の観点から落札者が別の工事を落札できないようにすること）は、すべて同じ指名基準で同じ業者ですか。

A 同じです。

Q 13社を指名した理由を教えてください。

A 受注機会を確保する観点から、取り抜けの工事が他にあるため、基準よりも1社多く指名しました。

【審議事項4について】

Q 指名業者を選定するにあたり、選定システムを活用しているのは、県警が発注する全ての工事ですか。

A 交通安全施設に関する工事についてのみ、県内業者数が限られている等の理由から同システムを活用しております。

Q 工事現場に近い業者の方が安く施工できると思いますが、そういった地理的条件を考慮しないのはなぜでしょうか。

A 県内業者数が限られ、地域によって業者数に偏りがあるため県内全域を対象としています。

Q 多くの業者が最低制限価格で入札しているのは、歩掛りの設定が高いのではないのでしょうか。

A 県の労務単価等を精査し積算しているため、入札に競争性が働いている結果と考えます。

Q 標識は何本設置したのですか。

A 103本設置しました。

【審議事項5について】

Q 1者による随意契約を行っていますが、画期的なネットワークシステムが今後開発された場合には、現契約先との随意契約ではなく指名競争入札を取り入れることがあり得るのでしょうか。

A 現在のシステムの部分的な更改の場合には難しいと思われませんが、全面的な更改の場合には別の業者の提案を受け入れる余地はあると考えます。

Q 現在のシステムを最初に導入した時には競争入札を実施したのですか。

A プロポーザル方式の随意契約を実施し、数社から技術提案書の提出がありました。

Q 更改後のシステム機器の増減理由を教えてください。

A 主な理由としては、メイン機器の機能を補完する必要がなくなったことによるサブ機器の減少や、職員の端末使用の実態に合わせ機器が増加したことによるものです。

Q 予定価格はどのように決定しましたか。

A 機器の購入費用についてはメーカーの参考見積りを取り、機器の構築費用は積算資料や、過去の実績等を参考にした上で、予定価格を決定しました。

Q 全体金額に対して、機器の購入費用の割合はどのくらいですか。

A 7割程度です。

Q 参考見積りは何社から取りましたか。

A 現契約先から見積もりを取りました。

Q メーカーの参考見積もり時点の機器の購入費用と、契約時の機器の購入費用に金額の差があるようですが、理由を教えてください。

A 価格が低下したことによるものです。

Q 随意契約の理由に関して、経済的合理性への発注者の考え方を教えてください。

A 現契約先は、システムに関して独自の技術を持ち、保守点検の経験もあり精通しています。しかし、他の業者が現契約先と同レベルでの設計を行うためには、現行システムへの十分な理解を得るために必要以上に時間と費用をかける必要が生じるため、現在の契約先を選定するほうが経済的に合理的であると言えます。

Q 工期（312日）を長くとる理由を教えてください。

A 現行ネットワークを運用しながら施工を行う必要があるためです。